



2016年2月22日

中国のWTO「市場経済国」認定を巡る欧州の議論

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 山口綾子

欧州では、中国の世界貿易機関（WTO）における「市場経済国」認定を巡る議論が活発化している。中国は2001年にWTOに加盟したが、その際、暫定的に「非市場経済国」として加盟することになった。15年間の暫定措置が切れる2016年12月までに各加盟国は中国の市場経済国認定に関する立場を明らかにしなければならない。今年1月から欧州委員会による検討が始まり、欧州議会でも議論が開始されている。

非市場経済国であれば、輸入国側は反ダンピング措置を行い易いが、市場経済国と認定されると、これまでのような措置が行い難くなるため、中国からの輸入の急増をおそれる欧州企業からは根強い反対がある¹。

中国は、暫定措置が切れる12月には自動的に市場経済国と認められるべきと主張している。米国は、経済への国家介入が強い中国は市場経済国ではないとの立場を崩さない模様。先進国の中ではオーストラリアが既に中国を市場経済国と認めている。

欧州連合（EU）内部も一枚岩ではない。英国、オランダ、北欧諸国などは、中国との経済関係強化の観点から市場経済国認定に前向きと伝えられている。ドイツは基本的には賛成だが、特定の産業についてはセーフガードを設けたい意向。イタリアは自国産業への影響が大きいためとして反対。EU産業界でも特に強く反対しているのは鉄鋼、繊維などである。欧州委員会はWTOの法解釈を重視する立場から市場経済国認定に前向きで、むしろ認定後の中国をEUの反ダンピング法制上どう扱うかの問題としている。

EU内では、難民危機・テロの脅威が騒がれるなか、排外的・内向きの政策を唱える政党のプレゼンスが増している。EU平均で失業率が9.4%(2015年)と依然として厳しい雇用情勢が続くなか、中国からの輸入の急増によりEU域内での職が奪われるとの懸念は根強い。仮にEUが中国を市場経済国と認めようとするなら、EUはその見返りに中国に対し市場経済化への強いコミットメントなど、何らかの譲歩を要求することもできよう。こうした中国との交渉が不調に終われば、自由貿易のルールセッターと

¹ 市場経済国からの輸入品に対するダンピング（不当廉売）の判断基準は、当該国の国内価格やコストとなる。非市場経済国からの輸入品の場合は、国内価格そのものが補助金などによって不当に低く抑えられているとの判断から、他の市場経済国の国内価格やコストを判断基準とすることができる。

しての EU の国際的な存在感が薄れると同時に、EU 加盟国の間からは反 EU の機運が高まるリスクもある。現在の中国は、自国経済の減速に直面しており、対外交渉力は低下する一方で、貿易依存度を高め、諸外国との貿易摩擦は高まる可能性がある。今年夏場にかけて、日米との協調の可能性も含め、EU のかじ取りが注目される。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。